

【諮問（個人）第141号】

25川情個第6号
平成25年6月21日

川崎市教育委員会
委員長 峪 正 人 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 青 柳 幸 一

保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成22年6月23日付け22川教指第1303号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った異議申立人の保有個人情報開示請求に対する全部承諾処分のうち、請求内容⑤-1に対する処分については、「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」の平成20年度No.412に対応するFAXを対象保有個人情報と特定し、開示すべきである。

また、請求内容⑥に対する処分については、「平成20年度〇〇区対応一覧」中の「aaabbb a=件、b=回」列、「対応」列、「経過」列の情報及び「平成21年度〇〇区対応一覧」中の「件数」列、「対応回数」列、「対応」列、「経過」列の情報を対象保有個人情報の範囲に含め、改めて諾否の判断を行うべきであり、平成21年12月28日付け21川教指第2113号「調査依頼について（回答）」を対象保有個人情報と特定して開示すべきである。

その余の請求内容①、⑦、⑫に対する実施機関の判断は、妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は、〇〇〇〇（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、平成22年1月12日、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次の請求内容①から⑫について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

請求内容① 平成20年12月12日に〇〇〇小学校（以下「小学校」という。）で校長、教務主任、担任教諭及び教諭と異議申立人との間で話し合いを実施した際に、教諭が記録係として同席していたので、その記録

請求内容② 先に開示された書面「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」のNo.874において、「3年生男子児童の保護者から～という連絡がある」との記載があるが、この連絡についてやり取りの方法の欄にある「メ（=メール）」の記録（送信日時、送信先及び担当者が記載されているもの）

請求内容③ 先に開示された書面「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」のNo.877において、「3年生男子児童の保護者から～という連絡がある」との記載があるが、この連絡についてやり取りの方法の欄にある「メ（=メール）」の記録（送信日時、送信先及び担当者が記載されているもの）

請求内容④ 先に開示された書面「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」のNo.1013において、「3年生男子児童の保護者から～という連絡がある」との記載があるが、この連絡についてやり取りの方法の欄にある「メ（=メール）」の記録（送信日時、送信先及び担当者が記載されているもの）

請求内容⑤ 先に開示された書面「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」において、平成20年度No.264以下No.1013及び平成21年度No.45からNo.953までの全59項目について、当書面は一覧表であることから、各番号に対応する何らかのメモ、記録、書面等があると思われるため、その書面全て

請求内容⑥ 請求内容⑤以降から開示決定日時点までの〇〇家と教育委員会とのやり

取りの記録全て

請求内容⑦ 平成21年12月28日付け書面（21川教指第2113号）の作成に際して、「いつ」、「誰に対して」、「どのような方法」で調査を行ったのかなど当該書面作成に関する記録全て

請求内容⑧ 川崎市教育長が平成21年1月22日付け内容証明による「要望書」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名及び対応責任者氏名、その根拠となる記録全て

請求内容⑨ 川崎市教育長が平成21年3月2日付け内容証明による「要望書」を読んだ日時、対応内容、対応指示先の部署名及び対応責任者氏名、その根拠となる記録全て

請求内容⑩ 小学校において、平成20年度に本件児童が「欠席」した日を「出席」扱いにしている日が数日あるが、その「日付」及び「理由」、「方法」、校長が担任教諭に対して指示を出している場合には、その「指示内容や方法など全て」

請求内容⑪ 先に開示された「平成20年9月26日に小学校において校長、教頭、担任教諭、教務主任と本件児童の父母が出席した話し合いを実施した際に、教務主任が記録係として同席していた際に作成していた記録」の原本

請求内容⑫ 川崎市教育委員会、〇〇区・教育担当（以下「区・教育担当」という。）、川崎市総務局との間でやり取りされた文書（電磁記録・録音などを含む全て）の移動の記録全て

- (2) 実施機関は、平成22年2月12日付けで、本件請求の請求内容①については「〇〇さんとの話し合い」を、請求内容⑤に該当する保有個人情報のうち異議申立人側が作成した文書（請求内容⑤-1）については6項目に対応するそれぞれの文書を、請求内容⑥については「平成20年度〇〇区対応一覧」及び「平成21年度〇〇区対応一覧」と題する電磁的記録に記載された情報を、請求内容⑦については4件の「小学校・〇〇（さん）聴き取り記録」を、請求内容⑫については、市民意見反映システム、市長への手紙処理票、教育委員会事務局指導課から総務局市民情報室へのメール及びサンキューコールかわさきからのFAXを対象保有個人情報と特定し、全部承諾処分を行った。

また、実施機関は、同日付けで、本件請求の請求内容②、③、④、⑧、⑨、⑩、⑪及び請求内容⑤に該当する保有個人情報のうち異議申立人側以外のものが作成した文書（請求内容⑤-2）については、本件児童に係る対象保有個人情報は存在しないとして拒否処分を行った。

- (3) 異議申立人は、同年4月29日付けで、実施機関が行った全部承諾処分及び拒否処分のうち請求内容①、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪、⑫に対する処分について、存在する文書等を開示すべきであるとして一括して異議申立てを行った。

異議申立書には請求内容が区分されることなく列挙され、まとめて異議申立ての趣旨及び理由が示されているが、実施機関は請求内容①から⑫に分けて処分を行っているため、全部承諾処分がされた請求内容⑤-1に対する異議申立て（以下「本件異議申立て⑤-1」という。）、請求内容①に対する異議申立て（以下「本件異議申立て①」

という。)、請求内容⑥に対する異議申立て(以下「本件異議申立て⑥」という。)、請求内容⑦に対する異議申立て(以下「本件異議申立て⑦」という。)及び請求内容⑫に対する異議申立て(以下「本件異議申立て⑫」という。)(当審査会諮問(個人)第141号事件)を本答申の対象とする。

3 異議申立人の主張要旨

平成22年4月29日付け異議申立書、同年11月29日付け意見書及び平成24年10月12日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 本件異議申立て①について

話し合いの当日、このようなきちんとした形で記録を取っていた様子はなく、また実際にこのようなきちんとした形で記録することは不可能であり、本件文書はメモ的な記録を基にして後日清書したものであると思われる。この度請求したのは、あくまで当日教諭が記録係としてどのような記録を取っていたかが知りたいからであり、この基になる書面の開示を早急に求める。

(2) 本件異議申立て⑤-1及び本件異議申立て⑥について

開示されている〇〇区対応一覧のどこにも、この記録が〇〇家についてのものであると記載されていないため、その証明を求める。

この記録には異議申立人側が認識している事実とは一致しない箇所も多数見受けられる。例えば、電話でのやり取りをしているにも関わらずその記録がされていない、民生委員からの聴き取りの記録がない、市会議員とのやり取りがあったにも関わらずその記録がないなど、当該記録の意味や信憑性に疑義が感じられる。

この記録のその他の部分については、日時や内容が詳細に整理された形で記録されており、リアルタイムで記録をしない限り、作成は不可能であると思われるので、その基になっているメモ、日誌、下書き、別の記録媒体(ファイル)などについての開示を求める。

(3) 本件異議申立て⑦について

〇〇区対応一覧も含めて、この民生委員聴き取りの日の記載が一切ないため、本当にこの聴き取りがあったかどうかについて疑義すら感じられる。「いつ」、「どのような方法」で調査を行ったかについて開示されていないのでは、全部開示をしているとはいえないため、早急に開示を求める。

開示された文書は当日の聴き取りを記録したものを清書したものであり、当然それぞれの日においてメモを取っているはずである。本件開示文書を作成する際に基となるメモが存在するはずであり、その開示を求める。

(4) 本件異議申立て⑫について

川崎市教育委員会と区・教育担当との間における移動記録がないように見受けられ、本当に全て開示されているのかについて疑義がある。開示されたものが全てであり他には存在しないという旨について、何らかの形での証明を求める。

4 実施機関の主張要旨

平成22年10月21日付け及び平成24年6月7日付け処分理由説明書、平成24年7月13日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 本件異議申立て①について

本件開示文書は記録係の教諭本人が当日その場で記録したものであり、開示文書以外に異議申立人がいうところのメモ的な記録は存在しない。

(2) 本件異議申立て⑤-1について

〇〇区対応一覧において、小学校の「3年生男子児童」、「4年生男子児童」に該当するのは本件児童のみであり、また、区・教育担当の職員においても、これが本件児童であることを認識していたことから、当該文書に本件児童の保有個人情報に記載されていると判断した。

先に開示した「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」及び「平成20年度〇〇区対応一覧」の「各番号に対応する何らかのメモ、記録、書面等」に該当する保有個人情報のうち、区・教育担当が保管している異議申立人側が作成した文書として、No.576、No.642、No.777、No.874、No.877及びNo.1013に対応する手紙、FAX及び要望書を対象保有個人情報と特定し、全部承諾処分としたものである。

しかし、異議申立てを受けて、改めて文書の保管状況を調べたところ、平成20年度のNo.412に対応するFAXが保管されていることを確認した。これについては開示することが可能である。

(3) 本件異議申立て⑥について

本件開示文書である「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」は、「平成20年度〇〇区対応一覧」と「平成21年度〇〇区対応一覧」の二つの電子ファイルから、請求対象となる情報を抽出し、用紙に印刷して開示したものである。

電子ファイルには、「No.」列、「月日」列、「学校名」列、「件数」列、「対応回数」列、「相談者・報告者」列、「方法」列、「内容」列、「対応」列、「経過」列が存在するが、「件数」列、「対応回数」列、「対応」列、「経過」列については、直接に「やり取りの記録」に当たらないため請求対象ではないと認識し、対象保有個人情報から除いた形で本件開示文書を作成した。

また、本件請求内容の対象となる期間には、〇〇区対応一覧以外に「やり取りの記録」に該当するものとして、「調査依頼について（回答）」という文書が存在するが、当該文書は既に異議申立人に提供した文書であることから開示対象から外したものである。

(4) 本件異議申立て⑦について

開示した4件の文書は、「日時」、「場所」、「聴き取り（参加者）」、「内容」の項目を設けて聴き取りした内容を記録したもので、これらに基づいて、21川教指第2113号の書面を作成している。開示した4件の文書以外に対象となる保有個人情報は存在しない。

(5) 本件異議申立て⑫について

川崎市教育委員会と区・教育担当との間において、やり取りされた文書の移動記録については該当するものがない。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立て①について

請求内容①は、平成20年12月12日に小学校で校長、教務主任、担任教諭、教諭及び異議申立人との間で話し合いを実施した際に、教諭が記録係として同席し記録をとっていたので、その記録の開示を請求するものである。

本件請求内容に対し実施機関は、話し合いの際に教諭が作成した手書き文書を開示したが、異議申立人は本件開示文書は後日清書したものであり、その基となるメモ的な記録の開示を求めており、その理由として、話し合い当日はこのようなきちんとした形で記録を取っていた様子はなく、また実際にこのようなきちんとした形で記録を作成することは不可能であり、本件開示文書はメモ的な記録を基にして作成された文書に違いないことを挙げている。

これに対し、実施機関は処分理由説明において、本件開示文書は記録係の教諭本人が当日その場で作成したものであり、開示文書以外に異議申立人がいうところのメモ的な記録は存在しないと主張している。

そこで、当審査会が本件対象保有個人情報を検分したところ、書き損じた箇所を取消し線で訂正している部分があるほか、Q&Aの形式で書かれていた部分と、発言者本人の頭文字が付記されている部分が混在するなど、表記としての統一性が欠けていることを確認した。もし、何らかのメモ書きを基に清書した文書であれば、これらの点についても整序されているものと思われるが、実際には表記が不統一であることからすると、メモ書きはなかったものと考えられる。

また、話し合いの場で作成された記録としては、整然と記載されてはいるものの、それは作成者個人の能力に左右される事柄である。それゆえ、整然と記載されているからといって、それだけで本件対象保有個人情報が後日清書したものであるとは必ずしもいえない。

以上により、異議申立人の不服申立てには理由がない。

(2) 本件異議申立て⑤-1について

ア 請求内容⑤は、実施機関が異議申立人に対し平成21年11月13日付けで開示した「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」及び「平成20年度〇〇区対応一覧」(以下「本件既開示文書」とする。)の全59項目について、当書面は一覧表であることから、各番号に対応する何らかのメモ、記録、書面等があると思われるため、その書面等全ての開示を請求するもの、すなわち、各番号記載の記録を作成するための基となる文書等の開示を請求するものである。

本件請求内容に対し実施機関は、異議申立人側が作成した文書(請求内容⑤-1)を開示した。それに対して、異議申立人は、本件既開示文書には電話でのやり取りをしているにも関わらずその記録がないこと、民生委員からの聴き取りの記録がないこと、市議員とのやり取りがあったにも関わらずその記録がないこと等を挙げ、

異議申立人の認識している事実とは一致しない箇所が多数見受けられ、本件既開示文書には情報が隠されているのではないか等の疑義がある、と主張している。

上記異議申立人の主張は、本件請求内容についての実施機関の処分に対するものではなく、本件既開示文書すなわち本件請求とは別に実施機関から以前に開示されていた文書に対して疑義を提起したものであり、処分に対する異議申立て理由とならない。したがって、本件請求内容についての実施機関の処分に対する異議申し立てとして、当を得ないものである。

イ また、異議申立人は、本件既開示文書のどこにもこの記録が異議申立人家族についてのものであると記載されていないことから、これが異議申立人家族に関するものであることの証明を求めている。

これについては、異議申立人より同様の異議申立てが既に行われて、当審査会が平成24年5月11日付け答申（諮問（個人）第134号）において、異議申立人家族についてのものであることの特定が可能であると判断しており、本件においてもその判断に変わりはない。

ウ さらに異議申立人は、本件既開示文書記載のその他の記録につき、日時や内容がかなり詳細に整理された形で記録されていることから、これはその都度パソコンなどの記録媒体を所持し、リアルタイムで記録するといったことがない限り作成は不可能と思われるとして、本件既開示文書記載の記録の基になるメモ、日誌、下書き等の開示も求めている。

実施機関は処分理由説明書の中で、本件異議申立てを受けて対象となる保有個人情報に当審査会に提出するに当たり、改めて異議申立人側が作成した文書の保管状況を調べたところ、平成20年度のNo.412に対応するFAXについても保管していることが確認された、と説明している。

当審査会が実施機関から提出された当該FAXを検分したところ、異議申立人側が作成したものであると思われ、当該FAXは対象保有個人情報から漏れていたものと認められる。

本件異議申立て⑤-1について、実施機関は、新たに存在が判明した本件既開示文書の上記No.412に対応する文書を対象保有個人情報と特定し、開示すべきである。

(3) 本件異議申立て⑥について

ア 請求内容⑥は、⑤以降から開示決定日時点までの異議申立人家族と川崎市教育委員会とのやり取りの記録全ての開示を請求するものである。

これに対し実施機関は、電子ファイルで保有する「平成20年度〇〇区対応一覧」及び「平成21年度〇〇区対応一覧」を対象公文書として特定し、請求対象となる保有個人情報を抽出し、紙に印刷したうえで全部承諾処分をもって開示した。

本件開示処分に対して異議申立人は、本件開示文書には電話でのやり取りをしているにも関わらずその記録がないこと、民生委員からの聴き取りがあると思われるにも関わらずその記録がないこと、市議員とのやり取りがあったにも関わらずその記録がないことを挙げ、異議申立人の認識している事実とは一致しない箇所も多

数見受けられ、本件開示文書以外に情報が隠されているのではないか等の疑義があるとの理由で、異議申立てを行った。

しかしながら、「⑤以降から開示決定日時点までの〇〇家と教育委員会とのやり取りの記録全て」とする本件請求内容に鑑みれば、「民生委員からの聴き取りの記録」及び「市会議員とのやり取りの記録」は、いずれも「〇〇家と教育委員会とのやり取り」には当たらないのであるから、それらの記録が本件請求内容に対応する本件開示文書に記載がないことに特段不合理な点は認められない。

さらに異議申立人の主張する「電話でのやり取り」とは、平成21年12月3日に、異議申立人が区・教育担当に電話したにも関わらず本件開示文書にその旨の記載がないことを指しているようである。

〇〇区対応一覧は、区内の学校が抱える課題の概要を記録しているものである。学校が抱える課題はそれぞれの学校が対応するものであるから、通常は、区・教育担当においてその具体的な内容まで記録する必要はない。かかる文書の作成目的からすると、仮に上記電話の件についての記載に欠落があったとしても、そのことから直ちに本件開示文書に何らかの意図をもって情報が隠されているとまではいえない。

イ また、異議申立人は、異議申立て理由の中で、本件開示文書の他の記録については、日時や内容がかなり詳細に整理された形で記録されていることから、これはその都度パソコンなどの記録媒体を所持しリアルタイムで記録するといったことがない限り作成は不可能と思われるとして、本件開示文書記載の記録の基になるメモ、日誌、下書き等の開示も求めている。

〇〇区対応一覧は、通常、その都度パソコンのフォームに直接入力して作成するので、仮にメモがあったとしても、その件に関してパソコンに入力してしまえば、当該メモは不要となり、その都度廃棄されとする実施機関の説明に不合理な点はない。したがって、〇〇区対応一覧の各番号に対応するメモは存在しない。

ウ さらに異議申立人は、本件開示文書のどこにもこの記録が異議申立人家族についてのものであると記載されていないことから、これが異議申立人家族に関するものであることの証明を求めている。

これに関し実施機関は、処分理由説明において請求対象となる情報の検索に当たっては、請求内容である「〇〇家と教育委員会とのやり取りの記録」とされている部分について、「学校名」列における「小学校」と、「内容」列における平成20年度では「3年生男子児童」、平成21年度では「4年生男子児童」をキーワードに検索するとともに、併せて内容の記述から異議申立人家族と特定し、異議申立人家族に関する全ての情報を選別したと説明している。

以上の説明によれば、異議申立人家族に関する情報の特定の方法自体は、合理的といえる。

エ しかし、実施機関の以下の開示方法には、問題がある。

(ア) 実施機関は、電子ファイルで保有する〇〇区対応一覧には、「No」列、「月日」列、「学校名」列、「件数」列、「対応回数」列(平成21年度〇〇区対応一覧中の「件

数」列、「対応回数」列は、平成20年度においては「aaabbb a=件、b=回」列に相当する。）、「相談者・報告者」列、「方法」列、「区分」列、「内容」列、「対応」列、「経過」列が存在するところ、本件開示文書においては「件数」列、「対応回数」列、「対応」列、「経過」列の情報について、直接に請求内容の「やり取りの記録」に該当しないとして、これらを除外したとしている。

条例第2条第3号は、保有個人情報の定義として、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定めていることから、条例における開示請求権の対象は、紙等の媒体に記録されている「情報」であるといえる（これに対し、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）におけるそれは、情報が記録されている紙等の媒体である）。

したがって実施機関は、保有個人情報の開示請求に対し、これを情報単位で捉え、電磁的記録の場合には、例えば表計算ソフトにより作成した表を加工する等の処理をもって請求対象外の情報を除外して開示することは許される。すなわち本件開示文書においては、本件児童の保有個人情報ではない「行」の情報を除外したうえで、「⑤以降から開示決定日時点まで」の記録、かつ、「〇〇家と教育委員会とのやり取り」の記録に該当する「行」の情報だけを抽出して対象保有個人情報とすることは可能である。

しかしながら実施機関は、「行」の情報のほか、「列」の情報をも除外しており、これら「列」の情報は〇〇家の個人情報の一部である。実施機関はこれらの「列」情報についても、上記のとおり直接に「やり取りの記録」に該当しないとの判断をもって除外した上で、全部承諾処分として開示しているが、保有個人情報は個人識別情報を中心とした情報の集まりであるから、「やり取りの記録」であるかどうかだけの判断をもって、対象保有個人情報から除外してはならない。

以上により、本件における実施機関の開示方法は不適切であり、「平成20年度〇〇区対応一覧」中の「aaabbb a=件、b=回」列、「対応」列、「経過」列の情報及び「平成21年度〇〇区対応一覧」中の「件数」列、「対応回数」列、「対応」列、「経過」列の情報を対象保有個人情報に含め、改めて諾否の判断を行うべきである。

なお、「aaabbb a=件、b=回」列の取扱いについては、諮問（個人）第134号に対する平成24年5月11日付け当審査会の答申にて開示すべき、と指摘したところである。

- (イ) さらに実施機関は処分理由説明において、本件請求の対象となる期間には、〇〇区対応一覧以外の「やり取りの記録」に該当するものとして、平成21年12月28日付け21川教指第2113号「調査依頼について（回答）」という文書が存在するが、当該文書は実施機関が異議申立人の希望に応じて回答した文書であり、異議申立人に既に提供した文書であるから開示対象から外した、と説明している。

しかし、異議申立人の希望により回答し、既に提供した文書であったとしても、

実施機関の職員が職務上作成した個人情報であり、組織的に利用するものとして実施機関が保有しているものは、保有個人情報に該当する（条例第2条第3号）。当該文書は、⑤以降から開示決定日時点までの異議申立人家族と教育委員会とのやり取りの記録に該当するものと考えられるので、異議申立人が請求の対象から除外する旨の意思を示していない限り、実施機関はこれを対象保有個人情報と特定して開示すべきである。

オ 以上の理由により、実施機関は「平成20年度〇〇区対応一覧」中の「aaabbb a =件、b=回」列、「対応」列、「経過」列の情報及び「平成21年度〇〇区対応一覧」中の「件数」列、「対応回数」列、「対応」列、「経過」列の情報を対象保有個人情報に含めた上で、改めて処分を行うべきである。また、平成21年12月28日付け21川教指第2113号「調査依頼について(回答)」を対象保有個人情報と特定し、開示すべきである。

(4) 本件異議申立て⑦について

請求内容⑦は、平成21年12月28日付けで交付された書面（21川教指第2113号）の作成に際して、「いつ」「誰に対して」「どのような方法」で調査を行ったのかなど、当該書面作成に関する記録全ての開示を求めるものである。

これに対して実施機関は、4件の「小学校・〇〇（さん）聴き取り記録」と題する文書を開示した。

開示された文書について、異議申立人は異議申立て理由の中で、〇〇区対応一覧を含め他の開示された文書に民生委員聴き取りの日の記載が一切ないため、本当にこの聴き取りがあったのか否かについて疑義があり、「いつ」、「どのような方法」で調査を行ったのかについて開示されていないのでは全部開示をしたとはいえないので、早急に開示を求めるべく異議を申し立てる、としている。

しかしながら、当審査会が本件開示文書である「小学校・民生委員さん聴き取り記録」を検分したところ、「日時」欄に聴き取りを行った日時の記載があり、これをどのような方法で行ったかについては、開示文書自体に記載はないものの、当該文書の記載から、区・教育担当が民生委員より口頭にて聴き取りを行ったことが推察される。

異議申立人がそれ以上の具体的証明を要求するのであるならば、それはもはや、自己の情報の開示請求権を保障する条例の制度趣旨と異なるものであり、本件異議申立ては失当であるといわざるを得ない。

なお、異議申立人は意見書において、本件開示文書を作成する際に基となるメモが存在するはずであるとして、その開示を求めているが、そのようなメモが存在していた可能性はあるものの、当該メモが実施機関において保有され組織的に利用されるべきものとまではいえない。

したがって、当該メモが開示対象となる保有個人情報であるとまではいえない。

(5) 本件異議申立て⑫について

請求内容⑫は、川崎市教育委員会、区・教育担当、川崎市総務局との間でやり取りされた文書（電磁的記録・録音などを含む全て）の移動の記録全ての開示を求めるものである。

実施機関の行った開示決定に対し、異議申立人は、川崎市教育委員会と区・教育担当との間の文書の移動記録がなく、本当に全てが開示されているか疑義があることから、他には文書が存在せず開示されたものが全てであるという点について何らかの形で証明を求めている。

実施機関は、口頭による処分理由説明において、区・教育担当は教育委員会事務局に属しており、同一部局内における文書の移動については通常、記録の類を残さないと説明している。また、実施機関から具体的な文書の受け渡し方法を聴取したところ、本件児童に関する個人情報に記載された移動記録の類が作成されていないという説明に不合理な点はなく、他に移動記録が存在することを示す事情も見当たらない。

したがって、開示された文書以外の移動記録が存在することは認められず、実施機関の行った処分は妥当である。

(6) 結論

以上により、異議申立人の各請求内容に対する実施機関の全部承諾処分のうち、本件異議申立て⑤-1については、本件既開示文書のNo.4 1 2に対応するFAXを対象保有個人情報と特定して開示すべきである。

また、本件異議申立て⑥については、「平成20年度〇〇区対応一覧」中の「aaabbb a=件、b=回」列、「対応」列、「経過」列の情報及び「平成21年度〇〇区対応一覧」中の「件数」列、「対応回数」列、「対応」列、「経過」列の情報を対象保有個人情報に含めて改めて諾否の判断を行うべきであり、また、平成21年12月28日付け21川教指第2113号「調査依頼について(回答)」を対象保有個人情報と特定して、速やかに開示すべきである。

その余の本件異議申立て①、本件異議申立て⑦及び本件異議申立て⑫については実施機関の判断において不合理な点はなく、異議申立人の請求には理由がない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	植村	京子
委員	小坪	淳子
委員	三浦	大介